

尾鷲総合病院 業務用消火器

仕様書

令和6年12月

尾鷲総合病院

| 明示項目 | 明示項目の詳細 | | 明 示 事 項 | |
|------|---------|--------------|------------------|--|
| 共通 | 1 | 目的 | ア | 本業務は、尾鷲総合病院の消火器納入交換を目的としたものである。 |
| | 2 | 適用基準等 | ア イ ウ エ | ア 消防法・消防庁告示 イ その他関係通知等 ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 エ その他指示するもの |
| | 3 | 施行方針 適用範囲 | ア イ ウ エ | ア 本業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること。但し、本病院及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りではない。 イ 受注者は、本仕様書について業務施行中に不備や疑義が生じた場合は、本病院と十分協議のうえ遺漏のないよう業務を行うこと。 ウ 本業務は本仕様書に基づいて行うこと。但し、業務期間中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、本病院の承諾を得て改善変更を受注者の負担により行うこと。 エ 受注者は、着手時ならびに業務期間中において、必要に応じて当院と打合せ協議を行うものとする。 |
| | 4 | 履行期間 | ア | 契約日から令和7年3月25日まで |
| | 5 | 業務内容 | ア イ | ア 粉末消火器の搬入、設置。 2025年製造 蓄圧式ABC粉末消火器10型 60本（リサイクルシール貼付された物） イ 既存消火器の引き取り及び処理。 引き取り回収、運搬、処理（リサイクルシール添付済） 60本 |

| 明示項目 | 明示項目の詳細 | | 明 示 事 項 | |
|------|---------|---------|---------|---|
| 共通 | 6 | 提出書類 | ア | <p>受注者は、業務の着手及び完了にあたって、以下の書類を提出するものとする。</p> <p>1. 着手時 (1)構造・仕様がわかるメーカーの仕様書</p> <p>2. 完了時 (1)完了報告書 (2)納品書 (3)その他</p> |
| | 7 | 労働災害の防止 | ア | <p>業務中の危険防止対策を十分に行い、また作業員への安全教育を徹底し、労働災害の発生が無い様に努めること。現場の作業使用面積、最小限の範囲とし、業務完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、災害、盗難などの事故防止に努めること。</p> |
| | 8 | 支払いについて | ア | <p>請求書受領後30日以内に支払うものとする。</p> |

| 明示項目 | 明示項目の詳細 | | 明 示 事 項 | |
|-------|---------|--|---|---|
| 機器の明細 | 1 | 消火器 品名 器種 圧力方式 製造年 能力単位 本体材質 | ア イ ウ エ オ カ | 業務用消火器（グリーン購入法適合商品およびエコマーク商品） 粉末 蓄圧式 2025年製 10型:A-3・B-7・C スチール製 |
| | 2 | その他 | ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ | 国家検定合格品であること。 改正規格省令の施行（平成23年1月1日）の「消火器の技術上の規格を定める省令」に適合していること。 前払式有料リサイクルシールが消火器本体に貼り付けされていること。 指定場所への設置費用（既設品との入替）を含むものとし、取替品の処分料を含むものとする。 処分する消火器について、消火器リサイクルシール代を含むものとし、適正に処分したことを証明する書類を提出すること。 消防法第21条の4第2項の規定に基づき承認された「形式承認」を提出すること。 構造・仕様がわかるメーカーの仕様書を提出すること。 納入時に発生した梱包材等は、受注者の責任において適切に処分すること。 既存消火器の引取りについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の規定に基づき、適正に処理を行うこと。 |